

情 郵 審 第 26 号
令和 8 年 6 月 17 日

総務大臣
林 芳正 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁

答 申 書

令和 8 年 4 月 24 日付け諮問第 3216 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定については、指定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以 上

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種適格電気通信事業者の指定
に対する意見及び意見に対する考え方

- 意見募集期間：令和8年4月25日（土）～同年5月29日（金）
- 案件番号：145210699
- 提出意見数：4件（法人0件、個人0件、匿名4件）

■提出された意見及び意見に対する考え方

	意見	考え方	案の修正
1	<p>「指定」も何も、NTT の独占ではないか。</p> <p>NTT/NTT docomo は かつて事業分割したはずの事業体を 再び吸収合併して、独占禁止法に違反する 巨大企業になってしまっている。</p> <p>その弊害 (高額料金サービスのみへの誘導、細かなプラン・低料金サービスの廃止、電波独占、緊急電話サービスの独占など) は、指定を行っている 政府にあるはず。</p> <p>市民の生活インフラである通信を 公平公正に 市民が使える様、事業分割を行い 他社参入を促すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【匿名 A】</p>	<p>○ 今般の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社 (以下「NTT 東西」という。) による第一種適格電気通信事業者としての指定の申請は、いわゆる事前設置型の災害時用公衆電話に係る役務を対象として行われているものであるところ、当該役務については、NTT 東西以外に提供している事業者が存在せず、また、現在は、NTT 東西の負担の下、基本料及び通話料が無料で提供されていることから、NTT 東西にとって必然的に赤字となるサービスとなっています。</p>	無
2	<p>連絡先の公開を求めます。 仕事用ケータイであれば。</p> <p style="text-align: right;">【匿名 B】</p>	<p>○ 御意見中の「連絡先」とは、NTT 東西それぞれの第一種適格電気通信事業者指定申請書における代表者の連絡先を指していると推測される所、法人の代表者の情報は、個人情報保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 2 条第 1 項の「個人情報」に該当すること等を踏まえ、本意見公募においては公開しておりません。</p>	無
3	<p>「公益・災害対策」を盾にした国民へのコスト転嫁の反対、および事業者負担の徹底について</p> <p>【意見内容】</p> <p>本省令案および事業者の指定案について、一生活者、そして国民共有の財産である「電波・通信インフラ」を監視する立場から断固として意見する。</p> <p>1. 「ユニバーサルサービス」という美名の下で行われるコスト転嫁への不信</p> <p>災害時用公衆電話の維持や、ユニバーサルサービス制度に基づく特</p>	<p>○ 電話のユニバーサルサービス交付金制度は、NTT 東西の自助努力だけでは、電話のユニバーサルサービスの提供を維持することが困難になるおそれが生じたことから、その提供の確保に必要なコストの一部について、NTT 東西が設置する電気通信設備に接続する接続電気通信事業者等 (負担事業者) が負担金を拠出し、基礎的電気通信役務支援機関を通じて、NTT 東西に交付金を交付する仕組みとして創設されました。</p> <p>○ その上で、電話のユニバーサルサービスについて、NTT 東西においては、令和 6 年度には、約 649 億円の赤字が生じており、約</p>	無

	<p>定事業者の指定・補填の仕組みは、一見すると「社会全体の安全安心」のための施策に見える。しかしその実態は、国民の生活必需品となった通信インフラの維持コストを、利用者の料金（ユニバーサルサービス料等）に上乗せして「広く薄く強制徴収」し、大手通信キャリアの財務を痛めないように守るための「既得権益保護システム」に他ならない。物価高騰や格差問題で日々の可処分所得が削られている庶民に対し、国が主導して「見えない固定費」を押し付ける構造には強く反対する。</p> <p>2.公共の電波で莫大な利益を上げる事業者の「自己負担」の徹底 そもそも電波や通信網は国民共有の財産であり、それを利用して独占的・寡占的に莫大な利益を上げているのが大手通信事業者である。災害対策や過疎地のインフラ維持といった「公的な責任」は、それらの事業者が得た内部留保や利益の中から「自社コスト」として全額負担するのが筋である。なぜ、企業側の経営リスクや設備投資の負担を、直接的・間接的に国民に肩代わりさせるのか。行政がすべきは、事業者への「補填ルールの整備」ではなく、事業者が自らの利益を原資としてインフラを維持し、国民への通信料金値下げを断行させるための「強力な規制」である。</p> <p>3.結論 総務省は「管理のための制度維持」に終始するのをやめよ。物価高に連動もせず崩壊しかけている社会保障の中で、庶民は1円単位の生活防衛を強いられている。それにもかかわらず、行政と通信業界が一体となり、「安全」を口実に国民からコストを吸い上げる構造を追認することは認められない。本改正にあたっては、国民への新たな負担増・激変緩和という名のコスト転嫁を一切行わないこと、そして事業者側の身を削る経営努力とコスト自己負担を絶対条件とすることを強く求める。</p> <p style="text-align: right;">【匿名C】</p>	<p>65億円の交付金を交付することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、負担金について、負担事業者が直接負担するのか、利用者に負担を求めるのかという点については、各事業者の経営判断に委ねられています。 ○ なお、今般のNTT東西による第一種適格電気通信事業者としての指定の申請は、いわゆる事前設置型の災害時用公衆電話に係る役務を対象として行われているものであるところ、当該役務については、NTT東西以外に提供している事業者が存在せず、また、現在は、NTT東西の負担の下、基本料及び通話料が無料で提供されていることから、NTT東西にとって必然的に赤字となるサービスとなっています。 ○ そのほかの点については、今後の情報通信行政に関する参考の御意見として承ります。 	
4	<p>「不正防止」を名目とした過度な規制強化による市場競争の阻害と、消費者不利益の是正について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本意見募集は、既存の電話のユニバーサルサービス交付金制度に基づき、NTT東西より、いわゆる事前設置型の災害時用公衆電 	無

【意見内容】

現在進められている電気通信分野における規制強化案に対し、一生活者として強く反対する。行政は「不正契約の防止」や「市場の健全化」を理由に厳格化を繰り返しているが、その結果、大手キャリアによる囲い込みはより狡猾になり、本来の自由な競争や、消費者の利便性は損なわれる一方である。

1. 「イタチごっこ」という名の無策

行政が掲げる規制の強化は、常に大手キャリアが作り出す「複雑怪奇な料金プラン」や「端末販売の裏技」を後追いで規制しているに過ぎない。この「イタチごっこ」を続けることで、最終的に不自由を強いられるのは、リスクを回避してでも安く使いたいと願う庶民であり、真っ当な契約者である。行政がやるべきは、現場の利用者に対する過度な規制ではなく、大手キャリアが不正を生むような歪んだビジネスモデルそのものを物理的に解体することである。

2. 寡占の固定化という本質的な弊害

「ホッピング」等の行為を過度に抑制することは、実質的に「一つのキャリアから他へ容易に乗り換えられない」という状況を作り出し、寡占状態に拍車をかけている。競争を促すべき総務省が、結果として消費者を「解約困難な契約」に縛り付ける大手キャリアの防波堤として機能している事実は、看過し難い。消費者が柔軟に、かつコストに合わせて通信環境を選択できる権利こそが、公共インフラとしての通信において最優先されるべきである。

3. 「不自由」を強いる行政への再考の要請

今回の省令・告示案においても、防災や技術基準という名目で、またしても大手キャリア側のリスク回避や管理の効率化が優先されていないか。私たちが求めているのは、過度な規制によって「契約ができない」「複雑すぎて何が正解かわからない」状態を強いることではなく、誰でもシンプルに、透明性の高いコストで通信を利用できる社会である。

話に係る役務について、第一種適格電気通信事業者としての指定の申請が行われたことを契機とするものであり、当該指定は規制の強化には当たらないと考えます。

○ そのほかの点については、今後の情報通信行政に関する参考の御意見として承ります。

	<p>総務省には、大手キャリアの論理に従った「規制のための規制」を即刻停止することを求める。消費者が不自由になるような法整備ではなく、大手キャリアの過剰な利益構造を抑制し、価格とサービスの両面で透明な自由競争を確保するための抜本的な改革を強く要求する。</p> <p>【匿名D】</p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(以上)